



専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年4月25日

座間市長 佐藤 弥斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相手方 座間市相武台四丁目在住 男性50歳
- 2 和解の要旨 市は、相手方に対し25万7,776円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和6年6月5日午後1時50分頃
- 4 事故発生場所 座間市立相武台東小学校
- 5 事故の状況 相武台東小学校のグラウンドで体育ティーボールの学習中、打撃練習をしていた児童の振ったバットが、ボールを集めていた相手方の子に当たり、負傷させたものである。
- 6 損害賠償の額 25万7,776円